

開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和4年12月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議 長

10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、6番 吉永新一 委員と、7番 我毛真一 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は5件でございます。
「議案第1号、通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

5番委員

■通り番1

通り番1について説明します。

譲渡人の■■■さんが所有する農地ですが、現在市外にお住いのため耕作管理ができないということで、■■■■さんが譲り受けるものです。

申請地は■■さんの家の横です。

関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長	<p>議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。</p>
6番委員	<p>■通り番2 通り番2について説明します。 譲渡人の■■■■さんですが、耕作管理ができないということで、■■■さんに売買するものです。 申請地は■■さんの所有する農地の隣接地です。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番3について、地元委員の説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>■通り番3 通り番3について説明します。 譲渡人の■■■■さんの農地を譲受人の■■■■さんが譲り受けるということです。 譲渡人と譲受人は親戚関係と聞いております。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p> <p>無いようでございますので、続きまして通り番4について、地元委員の説明をお願いします。</p>

3番委員	<p>■通り番4</p> <p>通り番4について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんは現在遠方にお住まいで、叔父にあたる譲受人の■■■■さんが管理をしておりました。</p> <p>今後も■■■■さん自身が管理できる見込みがないため、贈与するということになりました。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番5について、地元委員の説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>■通り番5</p> <p>通り番5について、説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんですが、今年に申請地を他の農地と併せて購入しましたが、この2筆は譲受人の■■■さんの自宅に隣接しており、当事者間で協議しておりましたが、譲渡人の耕作が困難と判断されたため、そのまま■■■さんが購入するということになりました。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>

議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第 1 号については、全て原案通り可決いたします。</p> <p style="text-align: center;">議案第 2 号</p> <p style="text-align: center;">農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について</p>
議 長	<p>続いて、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は、1 件でございます。</p> <p>「議案第 2 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」</p>
議 長	<p>議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。</p>
6 番委員	<p>■通り番 1</p> <p>通り番 1 について説明します。</p> <p>申請人の■■■■さんの農地ですが、■■さんは土木建設業とともに農業をされております。今回、農業用倉庫及び資材置場として利用したいということで、転用の申請があがっております。</p> <p>申請地は自宅に隣接しております。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 2 号の通り番 1 について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>

議 長	無いようでございますので、議案第 2 号の農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 2 号については、全て原案通り可決し県に進達いたします。
	<p style="text-align: center;">議案第 3 号</p> <p style="text-align: center;">農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について</p>
議 長	続いて、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、6 件でございます。</p> <p>「議案第 3 号、通り番 1 から 6 を、議案書をもとに朗読」</p>
議 長	議案第 3 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
5 番委員	<p>■通り番 1</p> <p>通り番 1 について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんの農地ですが、譲受人の■■■■ ■■さんが自宅への進入路として利用したいということで、今回の申請に至りました。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>

議 長	議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。
6番委員	<p>■通り番2・3、議案第4号通り番1・2</p> <p>関連がありますので、通り番2と3を併せて説明いたします。また、次の議案第4号の通り番1と2も関係しますので、併せて説明いたします。</p> <p>今年4月に転用許可を受けた申請地ですが、許可を受けた■■■■さんが許可後に資金面で計画の実行が困難となったため、■■■■さんが事業を承継して転用計画を実施するということになりました。</p> <p>同地で許可を受けた■■■■さんは、既に工事に入っております。</p> <p>関係書類も揃っており、事業計画についても適正と判断され特に問題ありませんので、ご審議よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>補足でご説明いたします。</p> <p>議案書の構成上、このような形になっており少々分かりづらいと思います。</p> <p>今回、転用許可後の事業計画の変更にて事業主が、■■■■さんから、■■■■さんに変更されます。</p> <p>その変更に伴うかたちで、■■■■さんが元々の所有者である■■■■さんから譲り受けて、一般個人住宅を建てるための転用許可申請が再度提出されたため、このような議案構成となっております。</p> <p>以上を踏まえて、ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	議案第3号の通り番2・3及び議案第4号の通り番1・2について、地元委員の説明及び事務局からの補足説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。

議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 4 について、地元委員の説明をお願いします。</p>
3 番委員	<p>■ 通り番 4</p> <p>通り番 4 について説明します。</p> <p>申請地は、元スーパー太陽の跡地の先に新設されたウレタン工場がある角を東向きに折れた先の皆毛寄りです。</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ さん所有の農地を ■ ■ ■ ■ ■ さんが園芸サービス事業を拡大するということで、盆栽置場として利用したいということで申請がっております。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第 3 号の通り番 4 について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 5 について、地元委員の説明をお願いします。</p>
7 番委員	<p>■ 通り番 5</p> <p>通り番 5 について説明します。</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ さん所有の農地ですが、■ ■ ■ ■ ■ さんが一部を譲り受けて進入路として利用したいということで申請がっております。</p> <p>申請地は農地の端部であり、営農に支障はないと考えられます。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第 3 号の通り番 5 について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 6 について、地元委員の説明をお願いします。</p>

7番委員	<p>■通り番 6</p> <p>通り番 6 について説明します。</p> <p>譲受人の ■■■■さんの農地を ■■■■株式会社が買い受けて、建売住宅 1 棟を建てるというものです。</p> <p>申請地は袋地になっており、耕作の難しい農地であり、また用途区域内にあります。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第 3 号の通り番 6 について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第 3 号の農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第 3 号については、全て原案通り可決し県に進達いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">議案第 4 号</p> <p style="text-align: center;">農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について</p>
議 長	<p>続いて、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請は、2 件でございます。</p> <p>「議案第 4 号、通り番 1 から 2 を、議案書をもとに朗読」</p>

議 長	<p>議案第4号について事務局の朗読と説明が終わりました。</p> <p>議案第4号については、議案第3号の通り番2・3と併せて先に審議させてもらいましたので、本議案については全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	異議なし
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第4号については、全て原案通り可決し県に進達いたします。</p>
<p>議案第5号</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）</p>	
議 長	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）です。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>何かございませんか。無いようでございますので議案第5号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（所有権移転）について、原案通り承認してよろしいですか。</p>
全 員	異議なし。
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第5号については、原案通り承認することといたします。</p>

議案第 6 号
非農地証明交付申請の承認について

議 長 議案第 6 号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の非農地証明交付申請は、1 件でございます。
「議案第 6 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」

議 長 議案第 6 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

7 番委員 ■通り番 1
通り番 1 について、説明します。
申請地は、昭和 6 3 年に農地法第 5 条の許可を受けております。許可後に計画通りに転用されておりますが、地目の変更を行っておらず、現在に至ります。
場所は現在 ■■■■■■■■が、その駐車場用地です。
関係書類も揃っており、非農地の要件としても特に問題ありませんので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第 6 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。

議 長 無いようでございますので、議案第 6 号の非農地証明交付申請の承認について、全て原案通り可決してよろしいですか。

全 員 異議なし

議 長 全員異議なしとのことですので、議案第 6 号については、全て原案通り可決いたします。

議案第 7 号
空き家に付随した農地の指定について

議 長

議案第 7 号 空き家に付随した農地の指定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思えます。
いかがでしょうか。

議 長

何かございませんか。無いようでございますので、議案第 7 号の空き家に付随した農地の指定について、原案通り承認してよろしいですか。

全 員

異議なし

議 長

異議なしとのことですので、議案第 7 号については、原案通り承認することといたします。

閉 会 の 宣 言

10 時 40 分閉会を宣言する。